

道 路 管 理 課

1 道路管理事務 予算科目(款・項・目) 40・10・10 [決算書301～303ページ]

身近な公共施設である道路などを適正な状態に保つため、道路法及び各種法令等に基づき、道路管理者として必要な調査、審査、許可、指導及び監督を行うもの

(1) 道路台帳整備

道路法第28条において、「道路管理者は、その管理する道路の台帳(略)を調製し、これを保管しなければならない。」と定められている。この規定に沿って、道路管理事務を円滑に遂行し、道路の区域や構造等、道路管理における基礎的な事項を把握するため、毎年、道路台帳の補正等を行っている。

令和5年第4回市議会定例会において、調布市道路線の一括認定及び廃止を行った。

ア 調布市道の状況(令和6年3月31日現在)

(ア) 市道路線数 2,957路線(主要市道 39路線,一般市道 2,918路線)

(イ) 延べ延長 約388.8km

イ 市道路線の認定・廃止等

(ア) 市道路線の認定 2,957路線(延長 約388.8km)

(イ) 市道路線の廃止 2,917路線(延長 約412.8km)

(ウ) 市道路線の一部廃止 1路線(延長39.02m)

(エ) 市道路線の区域変更等告示件数 147件

ウ 道路敷地の寄附受け(開発事業による寄附受けを含む。)

23件 面積 約2,655㎡

(2) 道路等証明の発行状況

ア 道路幅員等証明 41件

イ 道路区域証明 18件

ウ 道路等境界証明 327件

エ 法定外公共物証明 6件

オ 境界図コピー対応 4,460件

(3) 路線調査測量

市道路線等境界確認件数 50件

(4) 路面下空洞化調査

平成26年度から令和元年度までの6年間で、道路幅員5.5m以上の道路やバス路線等を中心に、市内約90kmの路面下空洞化調査をそれぞれ2周ずつ実施した。令和2年度及び令和3年度は、2箇年かけて過去に調査していない市内約250kmの調査を行い、令和4年度及び令和5年度については、過去に実施した路面下空洞化調査の結果を踏まえ、比較的優先度の高い空洞から順次補修対応を実施した。

(5) ふれあいのみちづくり事業

市道等の適正な維持管理及び美化の推進を図り、地域コミュニティの活性化に貢献するため、市と市民が協働して、市道、水路、畦畔その他特定の公共空間における清掃等の維持管理活動を実施するもの

ア 認定団体数,構成人員 17団体 231人

イ 活動延長 9,677m

(6) 道路占用等

道路法第32条（道路の占用の許可）、同法第44条（沿道区域の損害予防義務）、同法第47条の2（特殊車両の通行の許可）及び同法第24条（自費工事）の規定に関する申請を審査し、許可・不許可等の判断をするとともに、車両制限令第12条（特殊な車両の特例）の規定による通行認定を行った。

- ア 道路占用申請件数 1,511件
- イ 沿道掘削申請件数 12件
- ウ 特殊車両通行許可協議件数 148件
- エ 自費工事施行承認申請件数 149件
- オ 大型・特殊車両通行認定申請件数 12件

2 道路維持保全 予算科目（款・項・目）40・10・10 [決算書303～305ページ]

市民生活の安全・安心を確保するため、道路及び附帯施設（道路排水施設や街路樹等）を一体的に管理し、適切な維持補修を行うもの

道路上に不法に投棄されたごみ、除草や樹木のせん定については、ごみ対策課及び緑と公園課と連携し、迅速な対応に努めた。

(1) 道路清掃等

- ア 道路清掃 1,852km
- イ ます清掃 5,233箇所
- ウ 水路等清掃 121m³
- エ U字溝清掃 280m

(2) 除草

129,077m²

(3) 維持補修

- ア 舗装補修 12,572.04m²
- イ 雨水ます設置 35箇所

(4) 街路樹

- ア 定期管理 75路線 32,956m²
- イ 伐採、その他枝切り等 72件

3 交通安全施設 予算科目（款・項・目）40・10・10 [決算書303～305ページ]

道路に附帯し、交通安全上欠くことのできない施設（街路灯、道路反射鏡、防護柵等）について、常時パトロールすることで異常の有無を把握するとともに、市民からの通報や要望に対して迅速に対応し、施設の良好な状態の保持に努めるもの

(1) 街路灯（LED化率48.5%）

- ア 街路灯新設 71箇所
- イ 照明器具修理 2,428件（うち、照度改善976件）
- ウ 防犯外灯電気料金の助成 2自治会 978,324円

(2) 道路反射鏡

- ア 道路反射鏡新設 6基
- イ 鏡面交換、角度調整等 45箇所

(3) 防護柵 交換・修理等 7箇所

(4) 道路区画線標示 8, 085.9m

(5) 自発光式交差点^{びょう} 鈺

ア 新設 2基

イ 交換・修理等 5基

4 地籍調査

予算科目(款・項・目) 40・10・10 [決算書305ページ]

毎筆^{まいふで}の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊として作成するもの

国土調査法に基づき地元自治体等が行う土地の最も基本的な調査で、市町村が実施する地籍調査の場合は、事業費のうち2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担することとされている。国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、令和2年5月に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画では、「全国のD I D地区(人口集中地区)のうち、地籍調査を緊急に実施すべき地域約6割について、少なくとも官民境界情報の整備を完了させる。」ことを目標として事業量が明示されている。

調査が完了すると、「地籍図」が不動産登記法第14条の地図として登記所に備え付けられるとともに、「地籍簿」により登記簿が書き改められることから、不動産登記の精度が高まり、土地取引の円滑化や各種公共事業の計画、設計、用地買収、維持管理などに役立つことが期待されている。

市では、平成19年度に、道路や河川等の長狭物(主に官有地)と民有地との境界(官民境界)についてのみを民々境界に先駆けて調査する「官民境界等先行調査」に着手し、上石原1丁目と同2丁目において実施した。

平成23年3月1日に発生した東日本大震災に伴う地盤の変動により、東日本全域において測量基準点成果の改定が必要となったことから、市では、平成24年度に市内の2級基準点の改測を実施し、平成25・26年度に市内の3級基準点の改測を実施したことで、2級・3級基準点網の再構築を完了させた。

中断していた官民境界等先行調査を平成26年度に上石原3丁目から再開し、令和5年度は街区調査を下石原2丁目を実施している。令和5年度末の進捗率は4.5%(実施面積ベース)である。

5 道路整備

予算科目(款・項・目) 40・10・15 [決算書307ページ]

道路を安全で快適に通行可能な状態を維持するため、各種調査の結果を受けて道路整備を行うもの

(1) 生活道路整備

武蔵野の路(二子・是政コース)の交通環境の改善を図ることを目的として、舗装の一部を拡幅する工事を実施した。また、市道N1(主要市道2)号線及び市道C16(主要市道16)号線について、舗装工事に必要な図書を作成するため、測量設計委託を実施した。

No.	事業名	金額(円)
1	令和5年度武蔵野の路(二子・是政コース)拡幅工事その1	51,810,000
2	令和5年度主要市道2号線ほか1路線測量設計委託	12,962,400

(2) 人と環境にやさしい道路整備

市内の主要な市道の中で、歩道と車道の段差が大きく、利用しにくい路線について、道路移動円滑化整備ガイドライン等に沿ったバリアフリー化工事を行っている。令和5年度は、市道S479(南192)号線の工事を行った。

また、無電柱化の推進については、国や都など、無電柱化を取り巻く状況を踏まえ、令和4年3月に策定した「調布市無電柱化推進計画」に基づき、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩

行空間の確保」，「良好な都市景観の創出」を図ることを目的として，優先的に無電柱化を検討する路線や施策等を示し，検討を進めた。令和5年度は，市道C20（主要市道20）号線の詳細設計を実施した。

No.	事業名	延長 (m)	全幅員(m)	歩道 (m)	金額 (円)
1	令和5年度市道南192号線 道路改良工事	360	12	2.7	140,264,300
2	令和5年度主要市道20号線 電線共同溝詳細設計委託	350	9	1.5	12,100,000

6 橋りょうの耐震補強・補修 予算科目（款・項・目）40・10・15〔決算書307ページ〕

市が管理する，野川，仙川などに渡河を目的として架設された橋りょうは，いずれも旧道路橋示方書（昭和39年）に基づき設計・架設されたものである。これらについて，将来発生が想定される大震災に備え，平成14年に改定された道路橋示方書の耐震基準を満たすべく，平成15年度から橋の台帳を整備し，補強が必要な橋りょうを対象に耐震補強工事を進めてきた。

耐震補強が必要な橋は48橋あり，令和4年度末時点ですべての耐震補強工事が完了した。

令和5年度は，橋りょう長寿命化修繕計画に基づき，18橋の補修設計を行った。

No.	事業名	金額 (円)
1	令和5年度中耕地橋ほか16橋補修設計委託	37,315,300
2	令和5年度人道橋（仮）補修設計委託	5,610,000

7 市有財産の処分等

市が管理する道路や水路は，本来，公共用財産として広く供用されるべきものであるが，その中には一部宅地内に取り込まれるなど，長くその機能が喪失しているものが存在する。これらのうち，元に戻すことが客観的に困難で，今後も活用の見込みがないものについては，公有財産の有効利用の観点から一定の手続を経たうえで，占有者や隣接地権者へ売却を実施している。このほか，市が管理する土地のうち，現在は未利用地だが，将来的に道路になる予定の土地について，有償による使用許可を行っている。

また，令和5年第4回市議会定例会において，昭和61年以来となる一括認定・廃止の議決をいただき，売払いを促進するよう一般交通の用に供していない道路の用途を廃止し普通財産化した。

売却

区分	件数 (件)	面積 (㎡)	金額 (円)
道路	2	139.27	10,837,700
水路	2	55.77	4,883,500
認定外（一括廃止）	1	56.22	5,102,100
畦畔等	4	476.83	57,032,000
合計	9	728.09	77,855,300

使用許可

区分	件数 (件)	面積 (㎡)	金額 (円)
市有財産使用許可	3	115.70	522,792

8 苦情・要望等処理

市民からの要望や苦情，道路パトロールを通じて，道路の水たまり・舗装劣化・陥没・家屋への振動などが発見された場合，速やかに補修し，安全に通行できるようにするもの
また，水路等の草刈り，清掃，不法投棄の撤去を行い，環境美化に努めるもの
処理の状況 (単位：件)

種 別	3 年 度	4 年 度	5 年 度
不法投棄	78	65	109
草刈り・せん定	664	686	645
道路補修等	430	524	478
道路・水路清掃	153	99	143
安全施設	428	408	318
その他	111	411	267
合 計	1,864	2,193	1,960